

〈論文〉

# 現代の共和主義

〔近代・自由・デモクラシー〕

小田川大典

## 一 問題の所在——二つの共和主義？

「公正としての正義は、古典的共和主義とは完全に整合するが、シヴィック・ヒューマニズムとは相容れない」。ロールズ『公正としての正義 再説』の一節であるが、ここには現代の共和主義を論じる際の一つの難点が表れている。すなわち、リベラルな「公正としての正義」との関係において二つの共和主義——①「立憲政体」による「非政治的な生活の諸自由（近代人の自由）を含む民主的な諸自由」の保護を最優先するリベラルな「古典的共和主義」と、②「政治生活への広範で積極的な参加」において顕現する人間の「政治的存在」とし

ての「本質」を重視する「アリストテレス主義の一形態」としての卓越主義的な「シヴィック・ヒューマニズム」と——が対置されているのである。本稿は、この対照的な二つの共和主義をめぐる問題史的文献の検討を通じて、ベティットが現代政治理論における「共和主義的転回」と呼んだ現象——特に英語圏において顕著な「共和主義的伝統」の再生——の内実について、一つの見通しを示す試みである。

まずは現代政治理論において、どのような特質を有する理論が「共和主義」と呼ばれているのかを確認しておきたい。フィリップスによれば、一九八〇年代以降盛んに論じられるようになった現代の共和主義は、主に次の三つのテーマを中心に展開されている。すなわち、①「政治をたんなる取引と交換の問題に還

元してしまう利益集団多元主義は、ひとびとから、正邪について思考する機会や、公的な問題について熟議するための公共空間を剝奪し、デモクラシーを墮落させる」という利益集団多元主義批判、②「自由を専ら「外的干渉のない状態」(non-interference)と捉えるバーリンの消極的自由論は、たとえ実際に外的干渉が存在しない状態でも、ひとびとの自由が奪われる危険性が十分にあるということにあまりにも鈍感である」という消極的自由論批判、そして③「近代という時代そのものが、公的なものを蔑ろにし、セネットのいわゆる「公共性の喪失」を促進する危険性を孕んでいる」という近代批判である。つまり、順を逆にすれば、現代の共和主義論は、③近代批判、②自由論、①デモクラシー論の三つの側面において、その特徴を顕わにしているといえよう。そこで、以下、これら三つの側面に着目しつつ、二つの共和主義のそれぞれの特質について検討を試みたい。

## 二 共和主義をめぐる二つの物語——スキナーとポーコック

### 1 ルネサンス期における共和主義的自由の成立

現代の共和主義論がいわゆるケンブリッジ学派の共和主義思想史研究の圧倒的な影響下で展開されていることはよく知られている。だが、ひとくちにケンブリッジ学派といっても、共和主義の問題史的な位置づけについて——就中、共和主義思想史

と共和主義理論を媒介する〈歴史Ⅱ物語〉をめぐって——同学派の代表的な思想家であるスキナーとポーコックとの間には微妙な違いが認められる。ポーコックによれば、両者の共通の関心は、十二世紀半ばから十六世紀半ばのイタリアの諸共和国において、外部における「近代」的な「非人格的な領域国家」の台頭に抗する形で形成された、「都市国家における自由な政治生活（そが人間にとって最も本来的である）」という「古代」的な政治観に向けられており、両者にとってマキアヴェリこそはルネサンス期イタリアの代表的な「政治的自由Ⅱ共和主義的自由」の思想家であった。だが、このマキアヴェリの「古代」的な共和主義的自由の思想を後代の思想に対して擁護する過程で、両者の間には次第に懸隔が生じてくる。

### 2 スキナーの古典的共和主義

——ホッブズの古典的リベラリズムに抗して——

スキナーは自らの共和主義的自由論——スキナーは幾つかの理由からそれを「ネオ・ローマ的」自由論と呼んでいる——について、アイザイア・バーリン講義「第三の自由概念」において次のような議論を展開している。まず第一に、バーリンの「二つの自由概念」論文は、マツカラムらの的確な批判にもかかわらず、自由について重要な洞察を示したという点で高い評価に値する。というのも、バーリンは、自由を何か

人間の本质のようなものの実現として積極的に捉える自由論には、つねに抑圧的で権威主義的な——つまり結果的に自由を圧殺しかねない——政治論に陥る危険性があることを見事に解き明かし、断固として、自由を何ものかの欠如として捉える消極的自由論の側に立つべきであることを述べたからである。ゆえに、われわれは、バーリンに倣い、政治において実現されるべき人間の本质のようなもの存在——渡辺幹雄のいう「妙ちくりんな哲学的人間論」——を前提としたアーレントやテイラーの積極的自由論を退けなければならない。

第二に、スキナーによれば、われわれはバーリンの自由論が依拠しているホッブズの消極的自由論の陥穽をも回避しなければならない。周知のようにホッブズは自由を「運動を妨げる外的障害が欠如している状態」と捉え、この自由は人間以外のものにもあてはまると述べているが、『リヴァイアサン』第二章、このように自由を単なる外的障害物のない状態として自然的に——つまりは前政治的に——捉えるホッブズの「ゴシック的」自由論は、スキナーによれば、当時支配的であったもう一つの政治的な自由論——自由を専ら政治的なものと捉えるマキアヴェリ以来のネオ・ローマ的自由論（市民的自由の観念を、自由国家の古典的理想と関連させて論じる思想的伝統）——の信用を貶め、その地位を奪うために導入されたイデオロギーにほかならなかったのである。ネ

オ・ローマ的自由論によれば、ひとびとが自由であるためには「外的な干渉がなされない」だけでは十分ではない。たとえ、ひとびとが一部の権力者に圧倒的に依存した生活を強いられている場合、実際に干渉がなされなかったとしても、つねに干渉がなされる可能性がある以上、そうしたひとびとが自由であるとはいえない。したがって、ひとびとが自由であるためには、実際に干渉がなされるかどうかという以前に、ひとびとが（依存のない状態）(non-dependence)——恣意的な権力によって生活を左右される可能性のない状態——を統治機構の整備によって政治的に確保しなければならない。だがこの由緒正しきネオ・ローマ的自由論は、不幸にもホッブズのゴシック的自由論によって葬り去られ、以後、ゴシック的なりベラリズムの優位が確立したのである。

かくしてスキナーは、この忘却されたネオ・ローマ的自由論の伝統を、積極的自由論でもなく、バーリン・ホッブズ的な（自然的・消極的）自由論でもない、立憲主義的な（政治的・消極的）自由論として位置づける。そして、以上の物語を踏まえつつ、スキナーは、ホッブズの（自然的・前政治的）な消極的自由論の末裔であるロールズやノージックのリベラリズムに抗して、政治的な消極的自由論としてのネオ・ローマ的自由論の復権を提唱する。積極的自由論を問題外として退けつつ、マキアヴェリ的なネオ・ローマ的自由論の再構成によって、バーリンのゴシック的リ

ベラリズムを乗り越えること、スキナーが思想的考察から導き出した古典的共和主義の理論とはそのようなものであった。

### 3 ポーコックのシウィック・ヒューマニズム

#### ——商業ヒューマニズムに抗して——

ポーコックもまた、そのハリントン研究において、スキナーと同じく、十七世紀イングランドにおけるマキアヴェリ的な共和主義的自由論の継承の思想的な重要性を強調している。だが、スキナーが十七世紀におけるホッブズの自由論とそれ以前のネオ・ローマ的自由論の対立に理論的関心を限定しているのに対し、ポーコックは、むしろ十八世紀以降の、共和主義をめぐる新たな問題状況に歴史的な関心を向ける。「ホッブズの同時代人であるハリントンから、私の関心は、一七〇〇年頃に始まった新たなモーメントへと向かった。財政制度の発展によって国家的な常備軍の維持が可能になったことで、国家の主権が強大になると同時に、他方で、それまで存在しなかった新しいタイプの自由についての見方が、すなわち、自己統治への参加を代議制を通じた財政面での国家のコントロールだけに限定し、むしろ、消費文化の栄える豊かな社会において可能となった多種多様な社交活動を積極的に享受する自由という新しい見方がもたらされたのである。いわば「ローマ的」な概念的源泉と「ゴシック的」なそれとの両方を

もとにした「商業ヒューマニズム」の発生である」。そして、ポーコックはこの「商業ヒューマニズム」の登場によって、「古代人の自由」対「近代人の自由」や「徳」対「洗練」といった新たな「弁証法」がもたらされたことを指摘する。「商業ヒューマニズムの問題点は、それが（個人はシウィックな活動と決定にコミットすることで自分の存在を確認する）ところにある。アーレントがいうように、十八世紀において社会は政治を圧倒したのであり、ひとは活動するのではなく（「たんに」）行動するだけの存在へと墮落してしまった。ここにおいて『近代の洗練』を批判し『古代の徳』を賛美する共和主義が、すなわち、自らの武器と土地財産を持ち、自分が何者で、自分の徳が何かを理解し、防衛において活動する市民という存在を復権しようとする共和主義が成立したのである。……そこに見られる対立は、『古代的』な自由と『近代的』な自由の対立である。前者に時代遅れの野蛮という批判が浴びせられる傾向があるのに対し、後者には、いずれは『腐敗』に陥り、誰にもコントロールできない社会の多様な力によってそのありようを左右されてしまうのではないかという批判が向けられる。こうした不動産と動産の緊張関係から、次のような悲観的な歴史観が生まれてきた。すなわち、社会が古代的なそれから近代的なそれへと移行するにつれ、商品の爆

発的な増大は人間の人格を分裂させ、ついにはそのリアリティを失わせるであろうという悲観的な歴史観が、である<sup>11)</sup>。

ポーコックによれば、スキナーが専ら「国家をめぐる(マキアヴェリ対ホッブズ)」という十七世紀的対立を念頭に、いわば分析的に自由についての概念装置を組み立てたのに対し、ポーコック自身の関心の対象は、国家と社会の両方をめぐる「文明社会と政治経済学」という十八世紀的な政治言語と、更にはそこにおいて発生した「古代人対近代人論争」に向かう。そして、そのような問題意識で政治思想史を再構成することには間違いなくイデオロギー的な含意が伴うとポーコックはいう。「十八世紀における『自由』と『商業社会』をめぐる論争の研究を通じて、私の視野には国家だけでなく社会が入ってきた。また、その過程で私の関心は、『ローマ的/ゴシック的』という区別を『古代的/近代的』という区別に大部分包摂していった歴史主義的な論争の検討へと向かっていった。アングロ・ブリテン圏の思想においては、不動産と動産の緊張関係がしばしば激烈なものとなったので、この緊張関係は、シティズンシップと自由の両方についての『古代的』な構想と『近代的』なそれとの対立となって現れた。私が歴史家として多大な悪名を誇ったのは、『マキアヴェリアン・モーメント』においてこの緊張関係の持続がアメリカ共和国の建国にまで及んだと論じたからである。私に対してなされた批判の

背景には、『古代的』自由に対して『近代的』自由が圧倒的な勝利をおさめたことを称賛したいという動機のみならず、そもそも『近代的』な勢力が対抗すべき『古代的』な勢力が存在したこと自体を歴史的に抹消したいという動機が窺われる。そして、もしこの推察が正しいならば、私と私を批判する者たちとの論争は規範的であり、現代的な意義を持つだけでなく、イデオロギー論争ですらあるということになるであろう<sup>12)</sup>。

(マキアヴェリ対ホッブズ) という十七世紀的な対立をもとに分析的に(政治的・消極的)なネオ・ローマ的自由論を組み立てるスキナーに対し、「古代人対近代人」という十八世紀的な対立を歴史的にあまりだすことで「近代的」自由(商業社会における習俗の洗練)とは異なる「古代的」自由(都市国家における徳の涵養)の規範的な含意——就中、商業ヒューマニズムが陥りがちな様々な「腐敗」を批判的に炙り出す共和主義の疎外論的なまなざし——を示そうとするポーコック。とはいえ、両者は共に議論を思想史研究の領域に限定しており、現代的な政治理論への言及は断片的なものにとどまっている。そこで、現代政治理論への両者のインパクトを明らかにすべく、次にわれわれは両者の影響——あるいは共通の問題意識といった方が適切かもしれないが——の下で展開されたベティットとテイラーの共和主義理論について検討を試みたい。

### 三 二つの共和主義論——ベティットとテイラー

#### 1 ベティットの規範理論

——〈恣意的支配のない状態〉としての共和主義的自由——

既に見たようにスキナーが歴史的に再構成した共和主義的自由論は(権力者に依存している状態にある者は、実際に干渉がなされなくとも、既に潜在的な干渉の可能性によって、その自由を脅かされている)という認識の下、自由を専ら政治的に確保された(依存のない状態)と捉えるものであったが、その理論的意義をスキナー自身が積極的に提唱することはなかった。だが、この(政治的・消極的)な共和主義的自由論はベティットによって最先端の規範理論として展開されることになる<sup>13)</sup>。

ベティット自身が述べているように、彼の共和主義理論は自由論と政治論で構成されており、具体的にはまず前半で〈恣意的支配のない状態〉(non-domination)という(政治的・消極的)な共和主義的自由の構想が提示され、後半でその構想に対応する具体的な制度論と政策論が展開されるという理論構成になっている。

まずベティットは共和主義の伝統の中から〈恣意的支配のない状態〉としての自由という、「およそ二世紀にわたって政治思想の歴史において見失われてきた構想」を剔抉し、そこに現代のリベラルミニタリアン論争を克服する可能性を見出す。

彼によれば、リベラリズムが依拠しているバーリンの自由論は、自由を専ら(外的干渉のない状態)として前政治的に捉えているために、実際に干渉がなされていない場合でも、潜在的な干渉の可能性によって自由が脅かされる危険性に気づいておらず、また、ひとびとの自由を確保する上で法や政治による外的干渉が有効な手段たりうることを見落としている。自由を脅かすのは、干渉ではなく、むしろ〈恣意的な支配〉(domination)——①誰かが何かをなそうとしているときに、②恣意的な根拠に基づいて、③それに干渉する能力を別の誰かが持っているという状態——にほかならない。法や政治といった外的干渉によって、そのような〈恣意的な支配〉のない状態を確保し、維持していくこと、これこそが共和主義的な自由の構想である。そして自由を、このように〈恣意的な支配のない状態〉として消極的に定義することには、自由を何か一元的な共通善のこときものの実現として積極的に定義するミニタリアンに抗しつつ、先進各国において広範な支持を集めているリベラルな価値多元主義と整合性を保てるという利点もある<sup>14)</sup>。

そしてベティットは、この〈恣意的な支配のない状態〉という構想から、そのような共和主義的自由を確保する上で必要な政府の活動とその抑制という政策論と制度論を導き出している。その具体的な構想の中で最も重要なものは、〈恣意的な支配のない状態〉を実現するために行使されているはずの

権力の恣意性／非恣意性について熟識すべく構想された「異議申し立てのデモクラシー」(contestatory democracy)——「一般市民が政府の活動に対して異議申し立てすることができる制度」——であろう。

だが、こうした(政治的・消極的)な共和主義的自由と「異議申し立てのデモクラシー」というベティットの構想が、果たして彼のいう「共和主義的転回」なるものを政治理論にもたらしたかどうかについては、否定的な見方もある。たとえばラーモアは、ベティットの共和主義的自由や「異議申し立てのデモクラシー」の基底に、人格を手段としてではなく究極の目的と捉えるカント的な人格の尊厳という根本原理があることを指摘し、次のように述べている。「かくしてベティットの共和主義理論の最も深い層を構成しているのは、人格の尊厳という根本原理であることが判明した。恣意的でない、つまり正しい法が推進すべき利益の決定を導き出すのは、この原理である。そして、もしもそのような利益が(恣意的な支配のない状態)なるものを定義する上で決定的に重要な役割を果たすのだとすれば、共和主義的自由概念こそが最高の政治的価値を有するというベティットの主張はほとんど頷りである。というのも、人格の尊厳という概念に依拠しなければ、われわれは国家の活動や社会において、そもそも自分が(恣意的な支配)の下にあるかどうかを理解することができないからである。……『ひとたび

異議申し立てのデモクラシーが始まれば、必ずあらゆるものが異議申し立ての対象になる』というベティットの主張は過言である。というのも、ここでいう異議申し立てをベティットが念頭においているそれとして理解するならば、あらゆるものが修正の対象にされるわけではないからである。すなわち、恣意的な権力という観念そのものを定義し、ベティットの理想的な共和国をリベラルな政体にしての当のもの、つまり、人格の尊重という原理は、異議申し立ての対象にはならない<sup>11)</sup>。そして、もしもラーモアのこの指摘が正しいとすれば、スキナーの影響下でベティットが提示した(政治的・消極的)な共和主義的自由論の位置づけは、リベラリズム内部での若干の軌道修正以上のものではないといえるのではなからうか。

## 2 テイラーの近代批判

——「マジノ線メンタリテイ」批判と全体論的個人主義——  
ベティットが明らかにスキナーの共和主義論の体系化を志向しているのに対し、テイラーは「共和主義のテーゼ」——「自由≠専制的」な政治体制にとって不可欠の条件は、市民がパトリオティズムによって深い同一性を共有していることである」という「シヴィック・ヒューマニズムの基本テーゼ」——を展開する際に、スキナーとポーコックのどちらの共和主義研究を念頭に置いていたかということを示していない。だが、テイ

ラーが共和主義の思想史的な位置づけについて、十八世紀啓蒙思想の「二次元的なヘドニズムとアトミズム」に対抗して現れた、ロマン主義的表出主義の「第三の系譜」としてトクヴィルによって再生された「シヴィック・ヒューマニズムの伝統」という捉え方をしていることから考えて、そこに十八世紀以降の商業ヒューマニズムに対する疎外論的な批判というポーコック的な問題意識が込められていることは間違いない<sup>12)</sup>。

テイラーもまた、スキナーやベティット同様、その共和主義論をバーリン自由論批判から始めている。論文「消極的自由論の誤謬」においてテイラーは、バーリン「二つの自由概念」での積極的自由論批判に対し、「人々の自治活動にはそれ自体として意義があるという古代共和主義の伝統」を中核とする積極的自由論を次のように擁護する。欧米の近代思想には、たしかにバーリンがいうように、「他者からの独立」を強調する消極的自由論のフアミリーと「共同生活の集会的規制」を強調する自由論のフアミリーが存在する。そして両者は共に自由についての二つの概念——「自分に対するコントロールの行使」という「行使概念」と「干渉や障害が存在しない状態」という「機会概念」——を含んでいるが、積極的自由論が行使概念抜きには成立しないのに対し、消極的自由論は行使概念抜きでも成り立つ。この非対称な関係に着目し、消極的自由論の陣営は、敢えて行使概念の意義を否定すること

で、積極的自由論の陣営に対して理論的に優位に立とうとする戦略に出る。すなわち、「干渉されない状態」という常識的に理解されやすい機会概念の陣地に立て籠もり、行使概念という——常識的には理解し難く、説明が必要な——陣地を爆破することで専ら「外的干渉がない状態」として戯画化された消極的自由論が、全体主義的な「行使概念」へと戯画化された積極的自由論に一方的な勝利宣言を突きつけるのである。だが、テイラーは、このように「行使概念」を放棄してでも優位に立とうとする消極的自由論の態度が「マジノ線メンタリテイ」に陥っていると批判する。すなわち、積極的自由論への対抗を意識する余り、消極的自由論は「行使概念という開放的な戦場」でのたたかいを放棄し、その結果、①人間の自由が外的障害物だけでなく、内的障害物によっても脅かされうるという事実を踏まえた場合、われわれは、自らの内的障害物の克服という行使概念に依拠せざるをえないということ、②行使概念によって自由を捉えた場合、われわれは人間の多様な動機に質的な区別を認めざるを得ないということ、そして③ひととは自らの動機評価において「他者の視点からの推察」の助けを借りずにはいられないということ、という三つの重要な点を見落としてしまっている。したがってわれわれは、厄介な行使概念を視野の外に置こうとする消極的自由論のマジノ線メンタリテイに抗しつつ、次のように結論づけ

なければならぬ。自由とは「外的障害物に邪魔されない」ということだけでなく、「自分の重要な目的が何かということ」を認識できるということ」や「自分の動機における内的障害を克服しないしは中和できるということ」も含まれるのだ、と。

そして、同論文では必ずしも明確ではなかった「古代共和主義の伝統」の理論的意義について、テイラーは論文「すれ違ひ」において次のように詳述している。政治哲学について論じる際、われわれは、①社会のありようを説明する際に何を重視するかという「存在論的争点」の次元、②政策において何を重視するかという「政策的争点」の次元を区別しなければならぬ。そして近代において、①存在論をめぐっては「社会的な行為、構造、条件」について「社会を構成する個人々の属性」によって説明を試みようとする「アトミズム」と「社会的な財」について「個別的な財の結合体」によって説明しようとする「全体論」が対立しており、また②政策論をめぐっては「個人の権利や自由」を重視する「個人主義」と「共同体の生活」を重視する「集団主義」が対立している。この「アトミズム／全体論」と「個人主義／集団主義」という二つの次元は——完全にはいいがたいが——相互に独立しており、アトミズムに依拠しながら政策的には集団主義を採用することも可能であるし、全体論に依拠して個人主義を唱えることも可能である、と。

とはいえ、アトミズムと個人主義の間には親和性が見られるが、そしてパトリオティズムを受けいれる余地があり、だからこそ自由な社会として持続可能なのである、と。

このようにテイラーの共和主義は、彼独自の近代思想史研究を援用しつつ、存在論のレベルにまで踏み込んで、パトリオティズムの重要性を強調した点において、ベティットの共和主義とは大きく異なっており、この点は断じて軽視されてはならないものではあるが、にもかかわらず、その政策的含意に限って言えば、手続的リベラリズムの枠組みを超えるものではなかった。そして、だとすれば、われわれは、ベティットにおいてそうであったように、テイラーにおいても、政治理論における「共和主義的転回」と呼ぶべきほどの大きな転換は見あたらないといわざるをえないであろう。

#### 四 むすびにかえて

以上、われわれは現代の共和主義について、その近代批判、自由論、デモクラシー論の三つの側面に着目しつつ、検討を試みてきた。具体的にいえば、まず「非人格的な領域国家」の台頭という「近代」的状況下で影響力を強めていったホッブズのな（自然的、消極的）自由論に抗うマキアヴェリ的な（政治的、消極的）自由論の復権というスキナーの十七世紀的問題意識はベティットに継承され、〈恣意的支配のない状態〉

るのであって、いわゆるリベラリズムが、アトミズム的個人主義と、ほぼ同義であることは間違いない。テイラーによれば、近代欧米の思想を振り返るならば、社会のありようを個人々の属性を起点に捉え、政治社会を単なる手段と見なすアトミズムは素朴な常識に強く訴えかけるものであり、十七世紀以降、圧倒的な影響力を有してきた。だが、それに対抗するかたちで、ロマン主義以降、政治社会における生活の非手段的な意義を強調する全体論が繰り返し現れた。そしてシヴィック・ヒューマニズムはその中の極めて強力な一系譜として位置づけられる。テイラーによれば、シヴィック・ヒューマニズムとは、アトミズムが放置してきた「アイデンティティと共同体という存在論的問題」にパトリオティズム——「特定の価値観を基盤とする歴史の共同体への同一性の共有」——によって応えようとする全体論にほかならない。

但し、注意すべきはテイラーが、あくまでも「共和主義のテーゼ」を全体論という存在論の次元に限定して捉え、政策論における——集団主義ではなく——個人主義との接合を、つまり、共和主義（全体論）と手続的リベラリズム（個人主義）との接合による「全体論的個人主義」の構築を試みていることである。手続的リベラリズムは、共和主義のテーゼを受けいれることができるし、次のように主張することもできるであろう。すなわち、手続的リベラリズムにも、共通善を受けいれる余

としての自由についての規範的な共和主義理論に結実することになった。またその一方で、十八世紀以降の「社会」における商業ヒューマニズムの蔓延の中で醸成されたある種の疎外論としてのシヴィック・ヒューマニズムというポーコック的な問題意識を引き継いだテイラーは、共和主義の中に、アトミズムに対する全体論的批判という存在論的契機を見出し、政策論における手続的リベラリズムとの接合を試みることになった。冒頭で紹介したロールズの区別に従うならば、スキナーとベティットの立場はリベラルな古典的共和主義、ポーコックとテイラーの見解は卓越主義的なシヴィック・ヒューマニズムであり、両者の間には大きな違いが見られる。但し、両者が共に自らの理論的含意をリベラリズムの枠内で捉えていることを考えると、両者によるリベラリズムの修正を「共和主義的転回」と呼ぶべきだとは必ずしもいえない。以上が本稿の些か込み入った議論のあらましである。

以上では、現代の二つの共和主義について、主にリベラリズムとの関係において対比を試みてきたが、最後に、思想史研究の理論的な含意を語る際の作法という観点から、もう一つの対比の可能性を指摘し、本稿のむすびとしたい。その対比とは、些か唐突に「二世紀もの間見失われてきた」（政治的、消極的）自由の概念を持ち出し、そこから数式を解くように規範理論を導き出すベティットの作法と見比べたときに、

実に対照的に映るポーコックやテイラーの歯切れの悪さ——共和主義思想の現代的意義を語る際の——である。

ホネットが指摘しているように、テイラーは現代の問題を論じる際に、常にルソー以来の社会哲学の伝統、すなわち、はじめから何らかの抽象的な理念を示すのではなく、近代社会に対するある種の違和感を手がかりに「病理」の存在を捉え、「病理」についての歴史的考察の中で「人間の生活のために必要不可欠な諸前提についての倫理的判断」についての哲学的人間学を紡ぎ出すという社会哲学の伝統を踏襲している。ホネットによれば、それはルソーの文明批判から始まり、社会学から滋養を得て、全体主義という歴史的経験をめぐる思索というかたちでアーレントに引き継がれる。そして、アーレントが全体主義の「病理」について下した「診断」と、規範的内容を持つ古代ポリスを記述することと「アリストテレスの実践概念を哲学的に復権すること」を通じて行なった哲学的人間学は二十世紀後半の政治思想に決定的な影響を及ぼした。ホネットはその代表として、ハーバーマス、カストリアデイス、テイラーを挙げているが、おそらくその中にはポーコックを含めても構わないであろう。蓋し、ポーコックが十八世紀の商業ヒューマニズム批判の言説を眺めるさいのまなざしは、明らかにアーレントの影響下にあったのである<sup>(1)</sup>。このように近代社会の「病理」を「診断」しつつ、歴史内

在的にぎこちなく哲学的人間学を語るという作法をいま仮にアーレント的と呼ぶとすれば、現代の共和主義論の中には、ポーコックやテイラーに見られるような、何とも歯切れの悪いアーレント的な作法が、数式を解くように抽象的な「概念」から政策的「構想」を導き出すペティットの規範理論の作法とはきわめて対照的なたちで存在しているということ、このことは現代の共和主義論の思想史的意義を考える上で極めて意味深長であるように思われる。無論、どちらの作法に従うべきかという問題は、また別の話であるが。

(おだがわ・だいすけ／政治思想家)

注

- (1) エリン・ケリー編、ジョン・ロールズ『公正としての正義 再読』田中成明ほか訳、岩波書店、二〇〇四年、一三四頁、傍点引用者。
- (2) Pettit, Philip, *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford: Oxford University Press, 1999, pp. 4-7.
- (3) より包括的な研究動向については、小田川大典『共和主義と自由』岡山大学法政雑誌五十四巻四号、二〇〇五年の註一の他、次を参照。Weinstock, Daniel M. and Nadeau, Christian eds., *Republicanism: History, Theory and Practice*, London: Frank Cass & Co., 2004; Honohan, Iselt and Jennings, Jeremy eds., *Republicanism in Theory and Practice*, London: Routledge, 2006; Laborde, Cecile and Maynor, John W. eds., *Republicanism and Political Theory*, Malden, Mass.: Blackwell, 2008. 田中秀夫ほか編『共和主義の思想地図』名古屋大学出版会、二〇〇六年、大森秀昭『共和主義の法理論』

- 勁草書房、二〇〇六年。佐伯政徳ほか編『共和主義とキヤンズ』ZIN出版、二〇〇七年。杉田敦雄『新政治理論の法』ネーミング・シティ』筑波書局、二〇〇七年。第1編「政治思想」ローレンス・マクドナルド編『新政治』二〇〇七年。第4編「共和主義」Phillips, Anne, "Technism and Republicanism's This a Plausible Alliance?", *Journal of Political Philosophy*, 8-2:2000, pp. 282-283. トウリス・マクスが指摘するように、現代の共和主義論において「反君主政」や「一般的な意味での共和主義」が論じられるようになったのは注目に値する。
- (4) Pocock, J. G. A., "Quentin Skinner: The History of Politics and the Politics of History", *Common Knowledge*, 10-3:2004, pp. 538f.
- (5) トウリス・マクス・スキナー『自由主義の歴史』岩波版「歴史」訳、早稲田大学出版部、二〇〇一年、五七頁。Palonen, Kari, *Quentin Skinner: History, Politics, Rhetoric*, Cambridge, U. K.: Polity Press, 2003, p. 128.
- (6) Skinner, Quentin, "A Third Concept of Liberty", *Proceedings of the British Academy*, vol. 117:2002.
- (7) 渡辺幸雄『ローレンス・マクス・スキナー』二六九頁。
- (8) 渡辺幸雄『ローレンス・マクス・スキナー』二六九頁。
- (9) Usher, Nuala, "The Historian and the Historian", *Political Theory*, 33:1:2005.
- (10) Skinner, "A Third Concept of Liberty", p. 161; Palonen, *Quentin Skinner*, pp. 121f.
- (11) Pocock, "Quentin Skinner", pp. 543-544. 巻末新書目録参照。
- (12) Pocock, "Quentin Skinner", p. 545. J. G. A. ホーロコック『マクス・ウェリアン・キヤンズ』田中秀夫ほか訳、名古屋大学出版部、二〇〇八年、五二〇—五二四頁も参照。
- (13) Pettit, Republicanism. Cf. do., *Republicanism*, "E. N. Zalta ed., *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2003 Edition). (<http://plato.stanford.edu/archives/spr2003/entries/republicanism/>)
- (14) 現代共和主義の中心人物として、ホーロコックの著書『共和主義の法理論』

- (15) Pocock, "Quentin Skinner", pp. 543-544. 巻末新書目録参照。
- (16) Pocock, "Quentin Skinner", p. 545. J. G. A. ホーロコック『マクス・ウェリアン・キヤンズ』田中秀夫ほか訳、名古屋大学出版部、二〇〇八年、五二〇—五二四頁も参照。
- (17) Larmore, "A Critique of Philip Pettit's Republicanism", pp. 241f.
- (18) Taylor, Charles, "Cross-Purposes: The Liberal-Communitarian Debate", *Philosophical Arguments*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1995, p. 192; Taylor, Charles, *Sources of the Self*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1989, pp. 413f.
- (19) Taylor, Charles, "What's Wrong with Negative Liberty", *Philosophical Papers Volume II*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press, 1985. トウリス・マクス・スキナー『自由主義の歴史』岩波版「歴史」訳、早稲田大学出版部、二〇〇一年、五七頁も参照。
- (20) Taylor, "Cross-Purposes", pp. 181f.
- (21) Taylor, *Sources of the Self*, p. 196.
- (22) Taylor, "Cross-Purposes", p. 199.
- (23) Taylor, "Cross-Purposes", p. 195.
- (24) ホネット、"アキナル「社会的な」の病理"、『正義の政治』加藤秀史ほか訳、岩波大学出版部、二〇〇五年、キヤンズ『マクス・ウェリアン・キヤンズ』二〇〇七年。

〈コメント〉

## 輪郭線の政治学

小田川大典

本邦唯一のポーコック研究書『共和主義と啓蒙』の著者である田中秀夫による導入に続き、厚見恵一郎と犬塚元による詳細な研究動向論文、そして川合清隆によるルソー的共和主義のアポロギアに目を通し、拙稿と比較しつつ、ひたすら痛感したのは、共和主義研究の目的のくらむような広がりと、「研究動向」の論じ方についての捉え方の多様性であった。おそらくはコメントの語り口にも同様の多様性が現れるかと予想されるが、願わくば読者がそうしたスタイルの多様性に寛容であらんことを。

筆者にとつて最も強く印象に残ったのは、犬塚論文末尾で表明されている、『家族的類似性』が重なりできた緩やかな思想系譜としての「共和主義」の「全体像」について「輪郭のはっきりした長方形」を描こうとする動向にたいする疑念である。たしかに、リベラリズムがそうであるように、共和主義もまた

「輪郭のぼやけた」歴史的構築物にすぎず、その意味を一義的かつ排他的に定義しようとするには、ある種の不毛さが伴う。しかし、たとえば自由概念について、その歴史的な多義性を認めようとして、敢えて「積極的自由／消極的自由」という二つの自由概念」を区別する（輪郭＝境界線」を引こうとしたパーリンの語り）に耳を傾けるならば、そこには明らかに、「二元論」を構成的外部とすることによって、自らが守りたい何ものか（価値多元論？）に同一性を付与しようとする彼の断固たる意志がうかがわれる（邦訳『自由論』みすず書房、一九九七年）。ならば現代の共和主義論は、この「輪郭のぼやけた長方形」をめぐって、何を構成的外部として排除し、どのようなものに同一性を付与しようとしているのか。これは問われてよい問題である。たとえば現代の代表的な共和主義思想家であるマイケル・サ

ンデルは、政府への不信感やコミュニティの衰退といった「民主主義の不満」を呼び起こしている現代のリベラル・デモクラシー（「手続き主義的共和制」を批判し、自らの立場であるシヴィックな共和主義論を展開する際、人間本性の「一元的」な変容を強制するルソー的な共和主義を危険なものとして退け、自らの立場を、「多元的」で差異に寛容なトクヴィルの共和主義として提示している（邦訳『公共哲学を求めて』『思想』九〇四号、一九九九年）。典型的な共和主義者であるにも関わらず、いまや構成的外部というネガティブなかたちで現代の共和主義に同一性を付与している思想家ルソー。但し、こうしたルソー像に伴う「誤解」については川合論文が反論を試みており、また川合のルソー論については、『ルソーとジュネーヴ共和国』についての書評というかたちで既に田中拓道が詳細に論じているので『政治思想学会会報』二五号、二〇〇七年）、ここでは立ち入らない。むしろ、残る限られた紙幅においては、ルソー的な「一元論」共和主義を排除することで組み立てられた、現代のトクヴィルの「多元論」共和主義の特質をポジティブに規定している「憲法パトリオティズム」論について少しく触れておきたい。

ここでいう「憲法パトリオティズム」論とは、リベラル・デモクラシーをして持続可能ならしめるには何らかの（政治的・文化的源泉）（共通の政治文化）が必要であるという認識の下、その政治文化の源泉を、エスニックな自然的一体性に対する本能的な愛をもとにした偏狭な「エスノナショナリズム」ではなく、「日々の人民投票」（ルナン）といった個人の選択や合意という

作為的契機を何らかのかたちで内包する政治共同体に対する自覚的な愛にもとづく「憲法パトリオティズム」に求める見方のことである（毛利透『民主政の規範理論』勁草書房、二〇〇二年、川出良枝『憲法と共和主義』『岩波講座憲法』ネーションと市民』岩波書店、二〇〇七年を参照）。拙稿ではリベラルな共和主義論と卓越主義的なそれとを対立的に論じたが、注目すべきことに、リベラルなヴィローリも（邦訳『パトリオティズムとナショナリズム』日本経済評論社、二〇〇七年）、卓越主義者テイラーも（邦訳、ヌスパウムほか『国を愛するということ』白水社、二〇〇〇年）、「普遍的な連帯に開かれて」いる「共和主義的パトリオティズム」のために、負の遺産としてのナショナリズムと闘わなければならないという点で意見は一致している。

「共和主義的自由」論争が混迷を深めている現在、にもかかわらず現代の共和主義論に同一性を与えているのは、こうしたパトリオティズムをめぐる輪郭線の政治学であるように筆者は思う。「普遍的な連帯に開かれ」た「憲法パトリオティズム」の輪郭線が再帰的に引かれるとき、何が包摂され、何が排除されていくのか、今後も注視していきたい。